

放送政策に関する調査研究会 第一次取りまとめ

参 考 資 料

目次

1. 国際放送	2
2. 認定放送持株会社制度とマスメディア集中排除原則	
2-1. マスメディア集中排除原則	11
2-2. 認定放送持株会社制度	20
3. NHKのインターネット活用業務	31

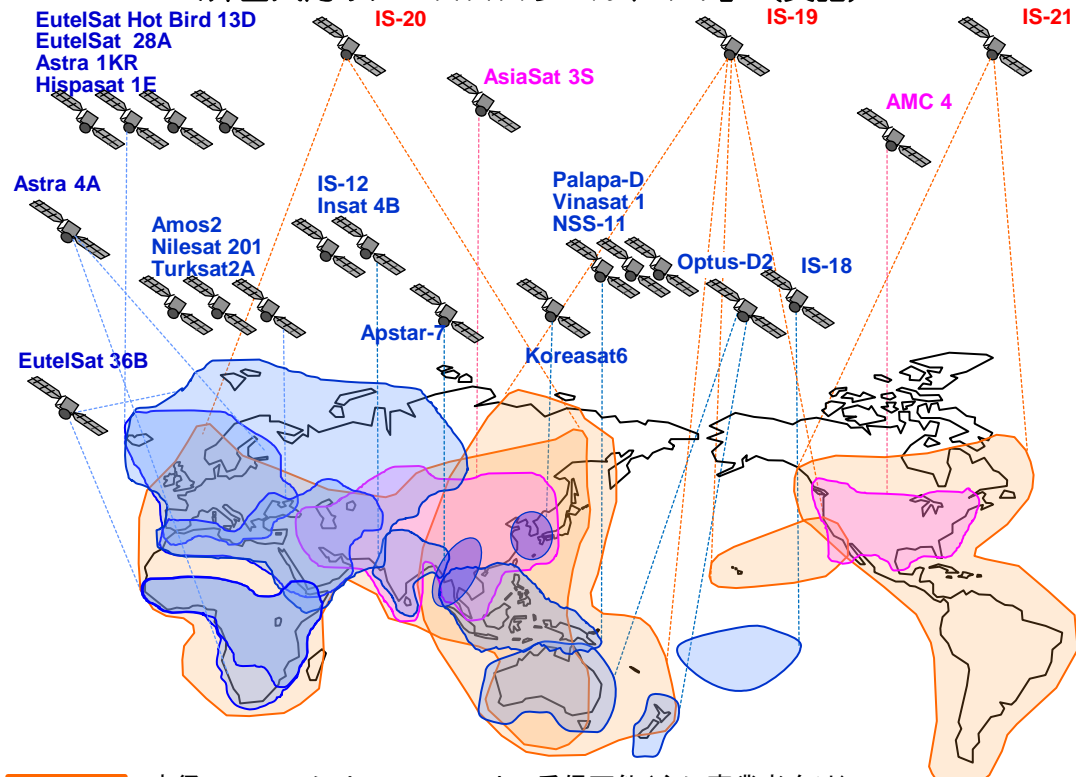
1. 国際放送

1-1. テレビ国際放送の概要

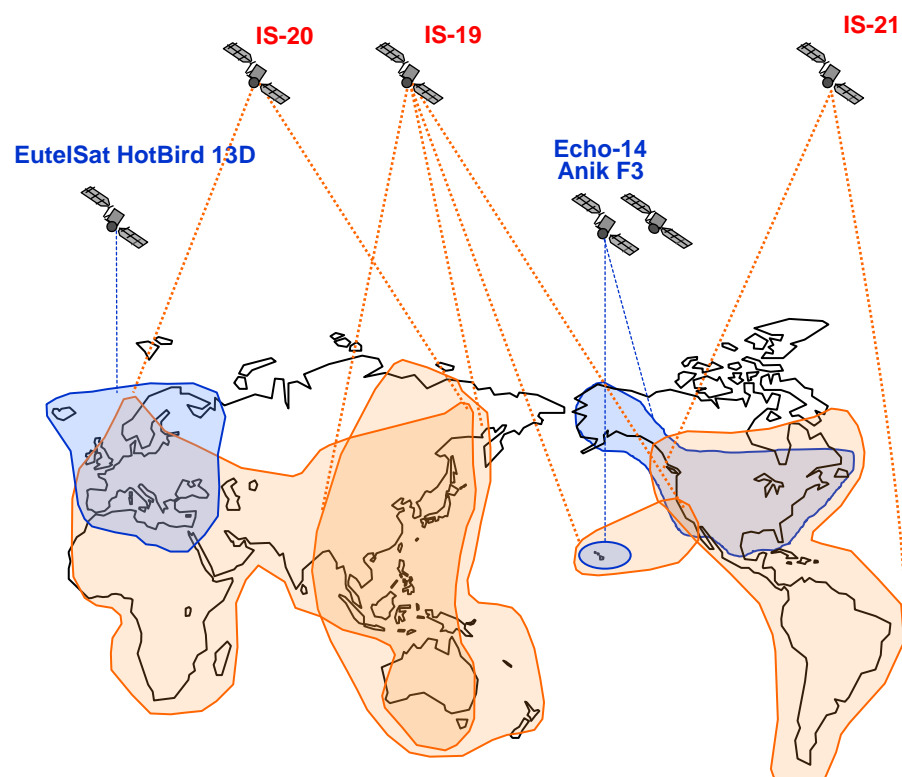
※平成25年7月末現在

- ・放送時間 外国人向け: 1日約23.5時間(株式会社日本国際放送(JIB)の独自放送を含めて24時間)
邦人向け: 1日約5時間
- ・予算規模 138.5億円(平成25年度NHK予算額)
- ・実施形態 NHKは、外国人向けに自主放送と要請放送(放送法第65条)を併せ、「NHKワールドTV」を放送。
また、邦人向けに「NHKワールドプレミアム」を放送。
要請放送に係る費用については、国が負担(第67条。平成25年度予算額24.5億円)。
- ・使用言語 英語及び日本語
- ・使用衛星数 計25基

<外国人向け>「NHKワールドTV」(英語)



<邦人向け>「NHKワールドプレミアム」(日本語)



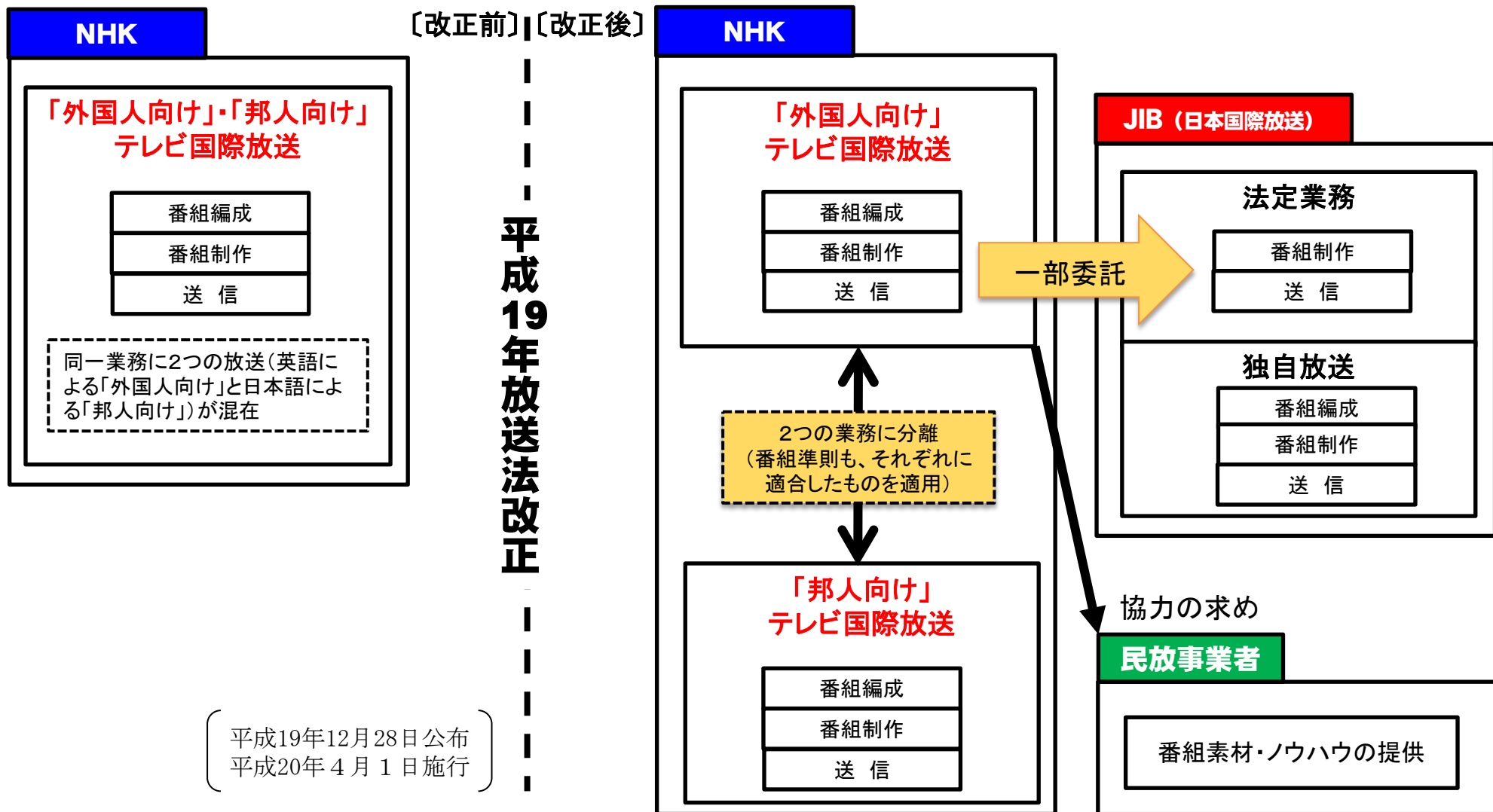
直径2.5~6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)

主にホテルにて視聴可能

それぞれの地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

1-2. 平成19年改正の概要（国際放送関係）

- 我が国の対外情報発信力を強化するため、NHKのテレビ国際放送の業務を「外国人向け」と「邦人向け」に分離し、それぞれに適合した番組準則を適用する。
- 外国人向けテレビ国際放送について、番組制作等をNHK子会社に委託する制度を設ける。



1-3. (株)日本国際放送 (Japan International Broadcasting Inc.) の概要

- ・設立年月日 平成20年4月4日
- ・資本金 3億9千万円
NHK 2.0億円
民間 1.9億円
- ・代表取締役社長 冷水 仁彦(しみず よしひこ)
- ・主な事業内容
テレビ国際放送向け番組の企画・制作
テレビ国際放送の衛星等による送信
インターネット等を活用した番組配信
- ・従業員数 64名(平成25年7月1日現在)

出資している民間企業

民間放送	日本テレビ放送網
	東京放送ホールディングス
	フジ・メディア・ホールディングス
	テレビ朝日
制作会社	共同テレビジョン
	ウォーク
IT企業	日本マイクロソフト
	NTTコミュニケーションズ
商社	伊藤忠商事
	丸紅
	住友商事
金融	大和証券グループ本社
	みずほ銀行
NHKグループ	NHKエンタープライズ
	NHKグローバルメディアサービス

(計1億9千万円)

1-4. (株)日本国際放送の事業収支

過去4年間の決算状況

(単位:千円)

	20年度	21年度	22年度	23年度
売上高	763, 906	2, 509, 662	3, 937, 513	4, 574, 705
経常利益	▲125, 215	▲14, 711	92, 738	261, 344
当期純利益	▲125, 701	▲16, 283	79, 806	138, 647
累積		▲141, 985	▲62, 178	76, 468

過去4年間のNHKからの業務委託の状況

(単位:百万円)

	20年度		21年度		22年度		23年度	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	構成比
NHK取引	741	97. 1%	2, 414	96. 2%	3, 031	77. 0%	3, 491	76. 3%
NHK以外取引	23	2. 9%	95	3. 8%	906	23. 0%	1, 083	23. 7%
合計	764	100%	2, 510	100%	3, 937	100%	4, 574	100%

(注)平成20年度は受託事業と自主事業、平成21年度は受託事業と独自事業で分類しており、便宜上、前者をNHK取引、後者をNHK以外取引に計上した。

1-5. NHKワールドTVの視聴エリア・可能世帯の推移

	視聴エリア（国・地域）	視聴可能世帯※	うち、再送信世帯数 （ケーブル・IPTV・ 地上デジタル）
平成20年3月末	4	655万	215万
平成21年3月末	80	1億1,000万	613万
平成22年3月末	120	1億2,500万	1,016万
平成23年3月末	120	1億3,655万	1,959万
平成24年3月末	130	1億5,405万	2,474万
平成25年3月末	130	1億5,972万	2,708万

※ 24時間視聴可能。なお、北米で約8600万世帯（平成25年3月末現在）が一部視聴可能。

1-6. 主なテレビ国際放送の比較

- ① イギリス（BBCワールドサービス）、フランス、ドイツは、事業規模における政府交付金の割合が9割以上
- ② イギリス（BBCワールドニュース）、米国では、広告料と視聴契約料が主な財源
- ③ 放送波とインターネットを連携させた取組が世界の潮流

国名	日本			イギリス		フランス	ドイツ	米国	中国	韓国		
事業者名	日本放送協会 (NHK)		株式会社 日本国際放送 (JIB)※1	BBCグローバル ニュースリミテッド	BBC	フランス 海外放送会社 (AEF)	ドイチェ・ベレ	ターナーブロード キャスティング システム	CCTV	KBS	アリラン 国際放送	
サービス名	NHKワールド TV	NHKワールド プレミアム	jibtv	BBCワールド ニュース	BBCワールド サービス	フランス24	DW-TV	CNNインター ナショナル ※2	CCTV-4ch CCTV News 等	KBSワールドTV	アリラン	
開始時期	2009年 ※3	2008年	2009年	1991年	2008年	2006年	1992年	1985年	1992年	2003年	1997年	
主な財源	受信料 政府交付金 ※4	受信料	NHK委託費 広告料 国費	広告料 視聴契約料	政府交付金 ※5	広告料 政府交付金 ※6	広告料 政府交付金 ※7	広告料 視聴契約料	非公表 (広告料を一部財源と しているが、詳細は不明)	受信料 広告料	広告料 政府交付金	
事業規模	約133.1億円		約3億円 ※8	約88億円	約327億円 ※9	約129億円	約315億円 ※9	不明	不明 ※10	約4.2億円	約42億円	
政府交付金	約24.5億円	—	—	—	約322億円 ※9	約120億円	約304億円 ※9	—	—	—	約23億円	
視聴 可能	エリア	約130国・地域	約108国・地域	NHKワールド TVと一体	約200国・地域	中東・北アフリカ 地域	約180国・地域	不明	約200国・地域	約100国・地域 (CCTV News)	約75国・地域	約188国・地域
	世帯数	約1億6000万 世帯※11	約1400万 世帯	NHKワールド TVと一体	約3億3000万 世帯	約2700万 世帯	約2億3500万 世帯	約2億 世帯	約2億6000万 世帯	約8500万世帯 (CCTV News)	約4950万 世帯	約1億300万 世帯
使用言語	英語	日本語	英語	英語	アラビア語 ペルシャ語	英語 フランス語 アラビア語	英語、ドイツ語 スペイン語 アラビア語	英語	英語、中国語 アラビア語 ほか3言語	朝鮮語	英語	
チャンネル数	1チャンネル	1チャンネル	NHKワールド TVと一体	1チャンネル	2チャンネル	3チャンネル	6チャンネル	1チャンネル	10チャンネル	1チャンネル	3チャンネル	
ネット 配信	自社サイト	あり	—	あり	あり	あり	あり	—	あり	あり ※12	あり	
	外部サイト	—	—	—	あり ※12	あり	あり	—	—	—	—	
	スマートフォン	あり	—	あり	あり	あり	あり	—	あり	あり	あり	

※1 放送法21条に基づくNHKの子会社。 ※2 この他にCNN en Españolがあり、使用言語はスペイン語。 ※3 テレビ国際放送は1995年より実施(日本語放送を含む)。2009年より24時間英語化。
 ※4 要請放送実施に要する費用は、国として予算計上(放送法第67条) ※5 文化・メディア・スポーツ相との協定書により、BBCワールドサービスの資金を外務省が負担すること等が規定。なお、2014年度以降は受信許可料のみ。
 ※6 フランス24はフランスの影響力拡大、フランス語文化の普及という公益任務を担って政府主導で設置された放送局であり、運営予算は国の財源(文化コミュニケーション省)によって賄われる(視聴覚法第53条)。
 ※7 ドイチェ・ベレは、国際放送局であり、①欧州の文化国、自由で民主的な法治国家としてのドイツのプレゼンスの向上、②文化及び民族の相互交流、相互理解の強化、③ドイツ語の普及を放送目的(ドイチェ・ベレ設置法第4条)としており、その運営費は、連邦予算(連邦文化・メディア庁)から支出されている(ドイチェ・ベレ設置法第45条)。
 ※8 この他にNHKからの委託業務(法定業務)が約43億円。 ※9 ラジオ国際放送を含む。 ※10 テレビ国際放送のみの事業規模は不明であるが、国内放送を含めた事業規模は、約4,440億円。
 ※11 24時間視聴可能。なお、北米で約8600万世帯が一部視聴可能。 ※12 一部地域のみ配信。 ※ 上記データは、各放送事業者のHP(公称)や各種公開物等を基に作成したものである。

1-7. テレビ国際放送の視聴実態調査

現地の18歳以上の男女で、衛星、ケーブルテレビ等を視聴可能な人を対象に調査を実施(回答者数は概ね1000人)

- ① 国際チャンネルの名称認知:NHKワールドTVを含む国際チャンネルの名称を提示、知っているものを回答してもらう。
- ② NHKワールドTVを含む国際チャンネル名称認知者に、それぞれのチャンネルの視聴経験を質問した。

NHKワールドTVの視聴実態調査の結果(平成23年度) ※NHKからの報告を基に作成

	チャンネル名称認知度 (%)						視聴経験 (%)					
	日本	イギリス	中国	フランス	韓国		日本	イギリス	中国	フランス	韓国	
	NHK ワールドTV	BBC	CCTV	France24	KBS	アリラン	NHK ワールドTV	BBC	CCTV	France24	KBS	アリラン
韓国	67.6	73.2	52.8	-	-	72.6	61.1	67.2	47.8	-	-	69.1
ハワイ	31.2	60.6	-	-	11.4	-	20.4	46.2	-	-	8.8	-
ベトナム	23.0	30.9	19.3	14.4	38.2	37.2	17.0	28.0	16.8	12.1	34.6	33.8
イギリス	9.0	92.7	23.0	20.4	-	-	7.1	89.6	17.0	11.6	-	-
ワシントン	12.9	75.5	13.0	15.5	3.0	-	9.5	58.2	8.3	10.8	2.3	-
香港	47.9	56.4	61.6	5.5	18.6	5.9	34.2	44.9	48.9	3.8	11.6	3.4
フランス	6.0	59.2	11.4	25.8	5.0	2.4	2.4	33.6	6.1	14.8	2.4	1.7
イスラエル	3.8	76.2	11.3	32.6	-	-	3.0	61.3	6.5	17.2	-	-
ロサンゼルス	9.1	71.5	14.3	5.9	7.2	-	6.2	58.5	10.2	4.5	5.5	-
シンガポール	37.0	77.6	55.9	-	43.7	36.6	26.9	66.3	44.3	-	35.7	24.7
フィラデルフィア	7.7	68.5	10.5	8.8	4.4	-	6.2	52.2	7.3	6.6	3.8	-
トルコ	4.9	38.8	5.8	4.2	2.9	1.9	2.7	22.3	2.9	2.0	1.1	0.9
バンコク	16.7	22.0	26.0	-	4.2	5.8	14.0	18.8	21.8	-	3.4	5.3

注)「-」は未調査を意味する。

2. マスメディア集中排除原則と認定放送持株会社制度

2-1. マスメディア集中排除原則

2-1-1. 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）

放送法 第1条（目的）

放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること

放送法 第91条（基幹放送普及計画）

基幹放送(※)をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにする

(※)基幹放送：地上テレビジョン放送、地上ラジオ放送、コミュニティ放送、BS放送、東経110度CS等（東経124/128度CS、ケーブルテレビ等は含まれない）

一の者が保有することができる放送局の数を制限することにより、**多元性、多様性、地域性**の三原則を実現

放送法 第93条第1項、第2項

基幹放送の業務の認定基準としてマスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定
※省令においてマスメディア集中排除原則の特例等を規定

※一般省令＝基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令
持株省令＝基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令

認定基準のうちマスメディア集中排除原則の部分（放送法第93条第1項第4号）

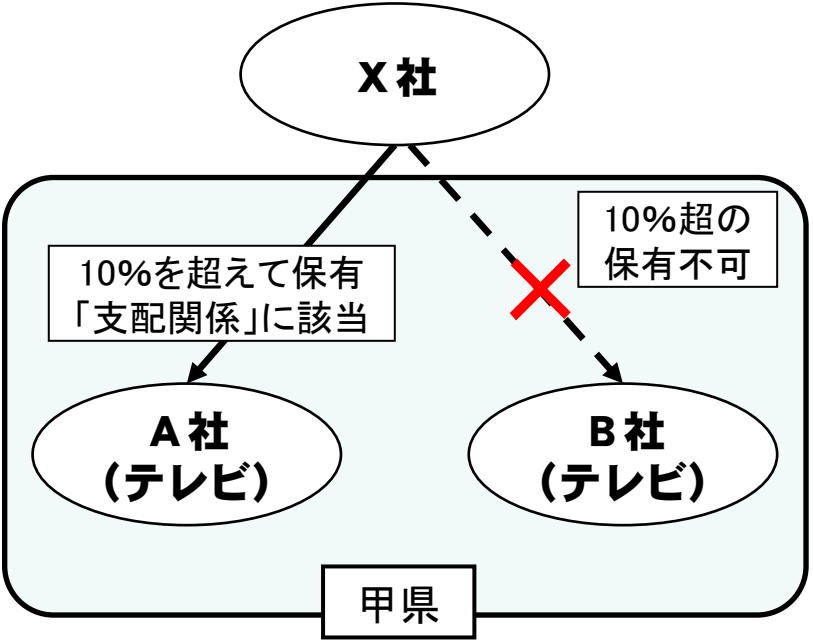
基幹放送業務を行おうとする者が、次のいずれにも該当しないこと。

- イ 基幹放送事業者
- ロ イに掲げる者に対して『支配関係』を有する者
- ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して『支配関係』を有する場合におけるその者

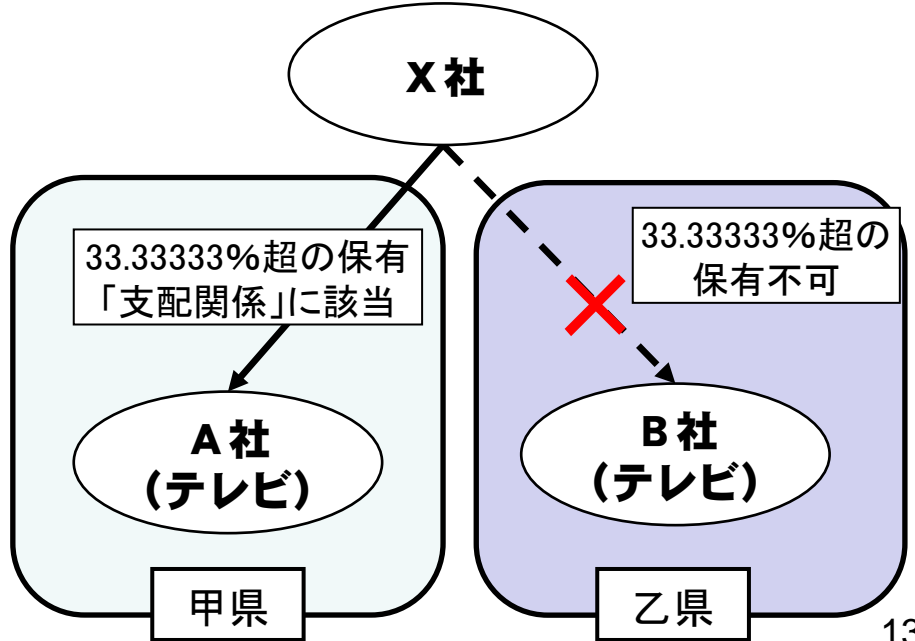
2-1-2. マスメディア集中排除原則における「支配関係」の基準①（議決権）

- (1) 放送対象地域が重複する場合：10分の1を超える議決権の保有（一般省令第8条第1項）
 - (2) 放送対象地域が重複しない場合：100分の33.33333を超える議決権の保有（一般省令第8条第2項第1号）
＜平成23年6月改正で規制緩和：20% → 33.33333%＞
- ※衛星基幹放送については、放送対象地域の重複の有無に関わらず、100分の33.33333を超える議決権の保有（一般省令第8条第2項第2号）

(1)の例



(2)の例

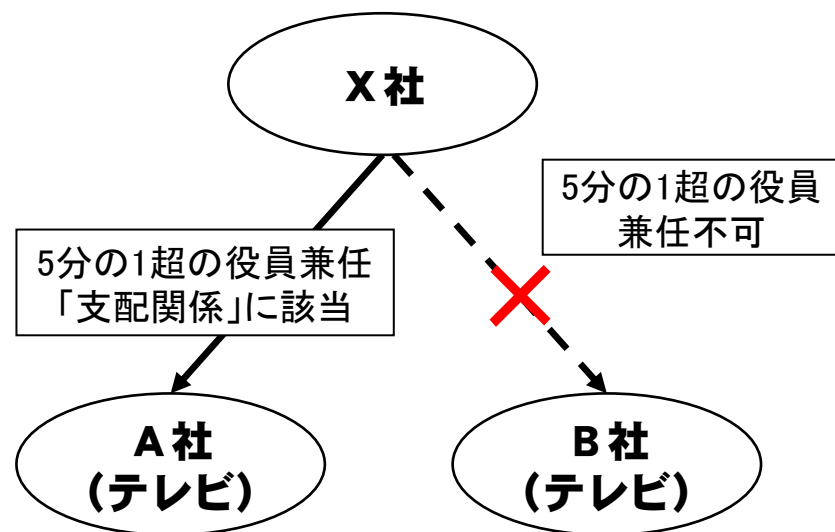


2-1-3. マスメディア集中排除原則における「支配関係」の基準②（役員兼任）

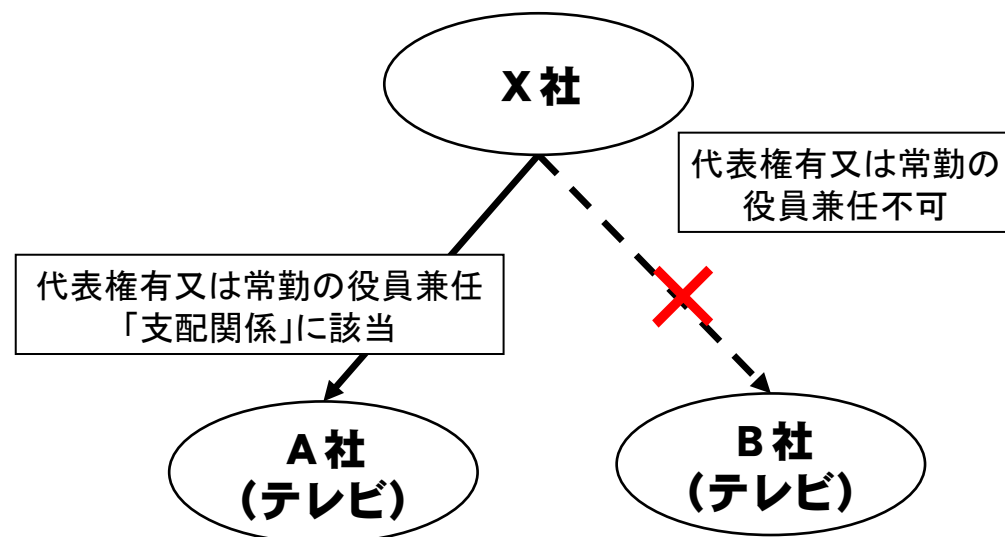
(1) 5分の1を超える役員兼任（放送法第93条第2項第3号、一般省令第9条）

(2) 代表権を有する役員、常勤役員の兼任（放送法第93条第2項第2号）

(1)の例



(2)の例



(参考) 「放送対象地域」とは

放送対象地域： 同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域

(放送法第91条第2項第2号)

【主な放送対象地域】(民間放送事業者) (基幹放送普及計画)

放送の区分		放送対象地域による区分
地上基幹放送	テレビジョン放送 ／中波放送 (AMラジオ)	広域放送 ・関東広域圏(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 の7都県) ・近畿広域圏(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の6府県) ・中京広域圏(岐阜県、愛知県及び三重県の3県)
		県域放送
	超短波放送 (FMラジオ)	県域放送
		コミュニティ放送(一の市町村(特別区を含む。))における需要に応えるための放送)
衛星基幹放送	BS放送／東経 110度CS放送	全国放送

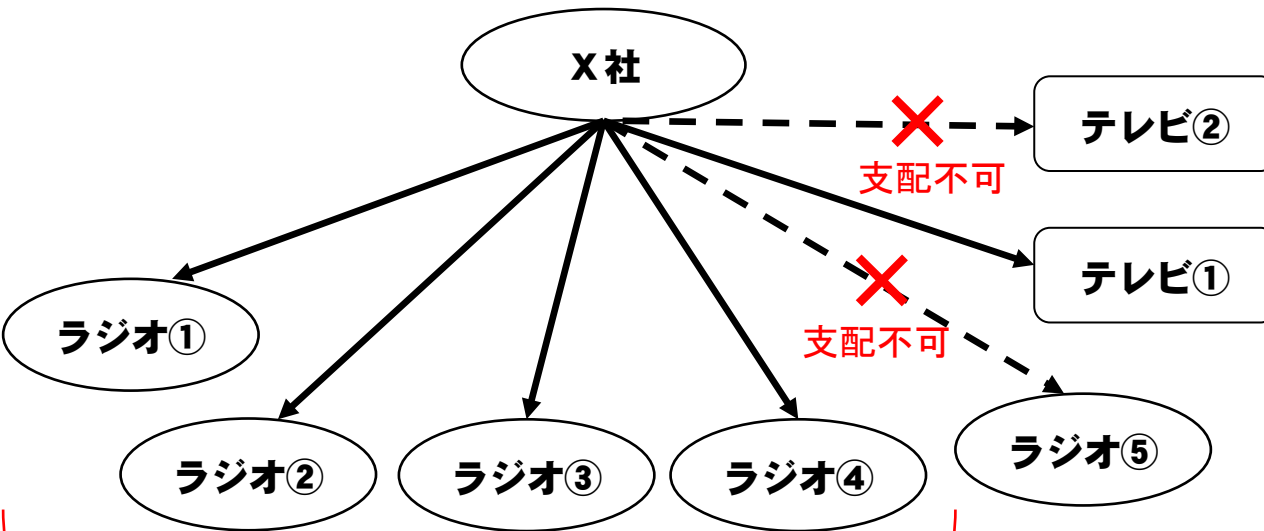
2-1-4. マスメディア集中排除原則の特例① (ラ・ラ/ラ・テ特例)

ラ・ラ/ラ・テ特例 (一般省令第3条第1項第1号及び第2号)

放送対象地域の重複の有無にかかわらず、以下の範囲内まで適用除外(支配可)

- (1) ラジオ4局(コミュニティ放送を除く。)
 - (2) ラジオ4局(コミュニティ放送を除く。)・テレビ1局
 - (3) コミュニティ放送1局・テレビ1局
- <平成23年6月改正で規制緩和: ラジオ1局 → 4局まで>

(1)、(2)の例

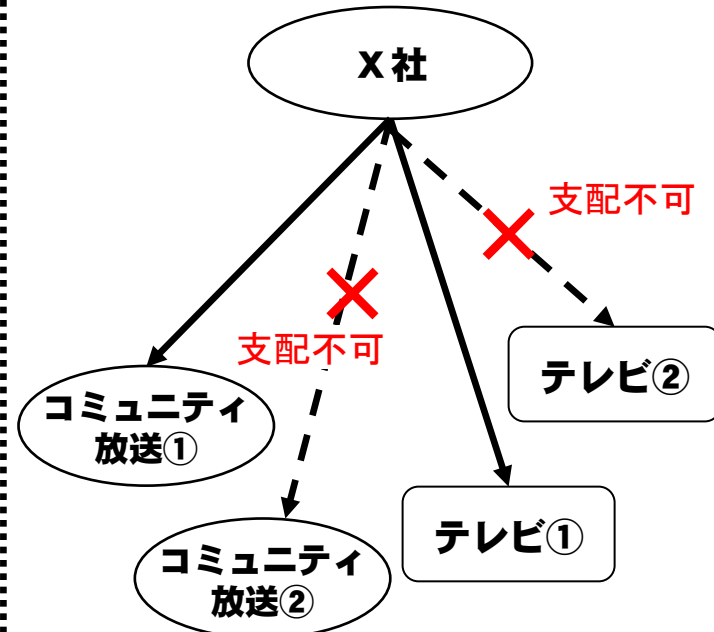


コミュニティ放送は不可

【ラジオ4局緩和活用事例(計4例)】

- ・(株)とちぎテレビ → 支配 → (株)エフエム 栃木 (FM)
- ・(株)FM802 (FM) ← 事業譲渡 → 関西インターメディア(株)(FM)
- ・(株)岐阜新聞社 → 支配 → 岐阜放送(株) (AM)
- ・(株)ニッポン放送(AM) → 支配 → (株)J-WAVE (FM)

(3)の例



2-1-5. マスメディア集中排除原則の特例②（隣接特例／経営困難特例）

広域連携地域における兼営特例（隣接特例）

<平成16年導入>
(一般省令第3条第1項第3号)

連携の対象となる全ての放送対象地域（広域放送を除く）がそのうちいずれか一つの放送対象地域に隣接する場合は適用除外（支配可）

【例1】



【例2】



【これまでの活用事例】
・なし

経営困難特例

<平成16年導入>
(一般省令第3条第1項第6号)

経営困難時（以下の要件のいずれかに合致する場合）には、適用除外（支配可）

- ① 会社更生法の更生手続開始の決定があったこと。
- ② 民事再生法の再生手続開始の決定があったこと。
- ③ 過去2年間連続債務超過であって、債務超過の年度を含めて過去3年間連続経常損失が生じていたこと。

【これまでの活用事例】
・平成20年11月1日～平成23年10月31日 1社 17

2-1-6. マスメディア集中排除原則の特例③（衛星基幹放送における特例）

衛星基幹放送における特例（一般省令第4条）

申請者及びその支配関係者が保有する周波数^(※)の合計が以下の範囲内であれば適用除外（支配可）

申請者 / 区分	BS放送	東経110度 CS放送
地上基幹放送事業者 及びその支配関係者	× (2分の1以下の議決権保有は可能)	2周波数 (※)
上記以外の者	4周波数 (※)	

※ 衛星基幹放送においては、1周波数で高精細度テレビジョン放送2～3番組送信可能。

(参考) 平成21年総務省令第7号による制度改正

1. 東経110度CS放送のBS放送との一体化

BS放送及び東経110度CS放送は、同一の軌道位置(東経110度)にある人工衛星により行われる放送であること、かつ、近年、これらの放送を共に受信することが可能なBS・東経110度CS共用アンテナや、いわゆる三波共用受信機の普及が急速に拡大している状況にあること等を踏まえ、東経110度CS放送については、他のCS放送とは異なり、BS放送と一体として普及を図るべき基幹放送として位置づけることとされた。

2. BS放送に係るマスメディア集中排除原則の規制緩和

従前は、①地上基幹放送事業者及びその支配関係者によるBS放送の保有は禁止(注:2分の1以下の議決権保有は可能)されており、②それ以外の者によるBS放送の保有は0.5周波数以内に制限されていたところ、上記BS放送及び東経110度CS放送の普及政策の一体化に伴い、後者(②)については両放送全体として4周波数以内を保有可能とする大幅な規制緩和が行われた。

3. 地上基幹放送事業者等によるBS放送の保有

他方、前者(①)の地上基幹放送事業者等によるBS放送の保有については、これを解禁することによる我が国の放送の多元性、多様性及び地域性に与える影響を考慮し、かつ、当時は地デジ完全移行を目前に控え三波共用受信機の普及が急速に拡大している等、地上放送及び衛星放送をめぐる環境や関係性が流動的な状況にあったこと等をも踏まえ、規制緩和は見送られた。

2-2. 認定放送持株会社制度

2-2-1. 認定放送持株会社制度活用のメリット

①資金調達の容易化

持株会社を通じてグループ全体の資金調達を行うことにより、デジタル化に伴う傘下の放送事業者の資金調達が容易になり、さらには、その経営基盤の強化に資する。

②経営資源の効率的運用

競争の激化、広告市場の伸び悩み等の厳しい経営環境にあって、人材、資金、設備等について経営資源の効率的運用が可能となる。具体的には、一般管理部門を持株会社に集中することやコンテンツのマルチユースに向けた著作権処理を持株会社において一元的に行うこと等による事業の効率化が考えられる。

③連携ニーズへの柔軟な対応

通信・放送分野や他分野で各種競合や連携が進展する中で、放送事業者相互間や、放送事業者と通信事業者との間の連携ニーズに柔軟に対応できる。

④放送事業経営の安定性確保

通信・放送融合に関する新規事業等を放送事業者の一部門として展開するのではなく、その新規事業を放送事業と同様に持株会社の子会社の事業として位置付けることにより、安定性が求められる放送事業に直接リスクを及ぼすことなく事業を展開することが可能となる。

⑤競争力の強化

以上を通じて、我が国の放送産業の国内的及び国際的な競争力の強化に資する。

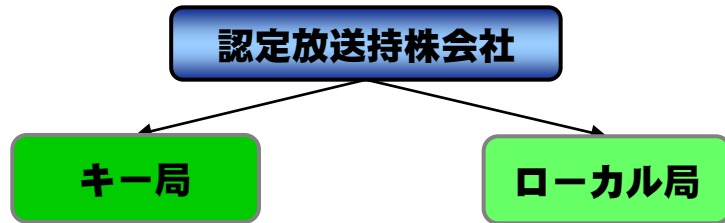
(注)「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告(平成18年10月6日)より作成

※ 例えば、ラテ兼営局がテレビ局とラジオ局に分社化し認定放送持株会社制度を活用した場合、兄弟会社化によるラジオ事業の自立性の一層強化(責任の明確化)、将来の事業再編への布石(さらなるテレビ局、ラジオ局や新規事業会社の子会社化が可能)といったメリットもある。

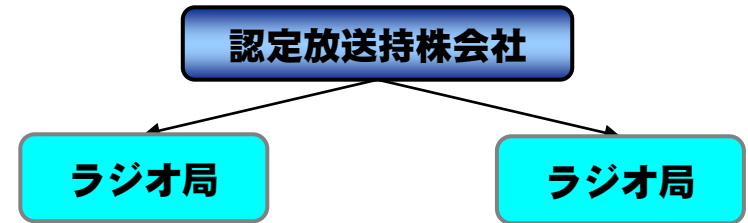
2-2-2. 認定放送持株会社制度の活用イメージ

認定放送持株会社制度は、キー局が経営状況の厳しいローカル局を救済することを可能とすることのみならず、キー局がBS放送局や経営状況の良いローカル局を経営統合すること、ローカル局同士が経営統合することなど、様々な形態での活用を予定している制度である。

テレビ系列型



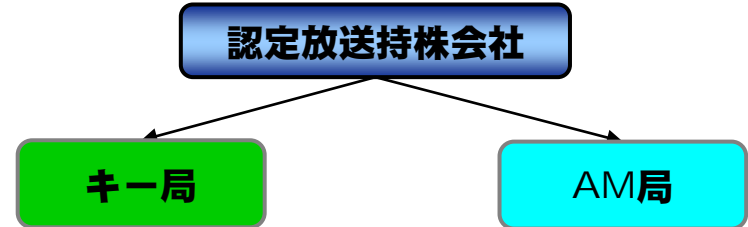
ラジオ系列型



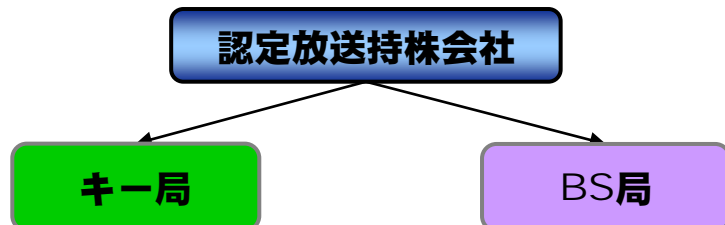
ローカル局型



テレビ・AM型



地上・BS型



(参考1) 制度検討時における指摘

「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」最終報告書(平成18年10月6日)抜粋

第3章 持株会社を活用した民放経営の在り方

1 放送分野における持株会社の活用

(1) 現行放送制度における持株会社の位置付け

(略)近時、放送のデジタル化やいわゆる通信と放送の融合が進展する中で、

- ① 地上デジタルテレビジョン放送の中継局整備等に多額の資金需要が生じてきたこと
- ② 競争の激化等の厳しい経営環境にあつて、経営のより一層の効率化が必要となってきたこと
- ③ 通信等の放送周辺分野との連携強化が不可避な趨勢になってきたこと

等、放送事業について様々な課題が生じてきており、これらに対処するため、持株会社を活用するニーズが高まってきた。

このため、放送法制定時(昭和25年)には想定されていなかった複数の放送事業者を子会社とする持株会社(以下「放送持株会社」という。)について、経営の選択肢を拡大する観点から、現行制度との整合性を確保した上で制度を整備することについて検討した。(略)

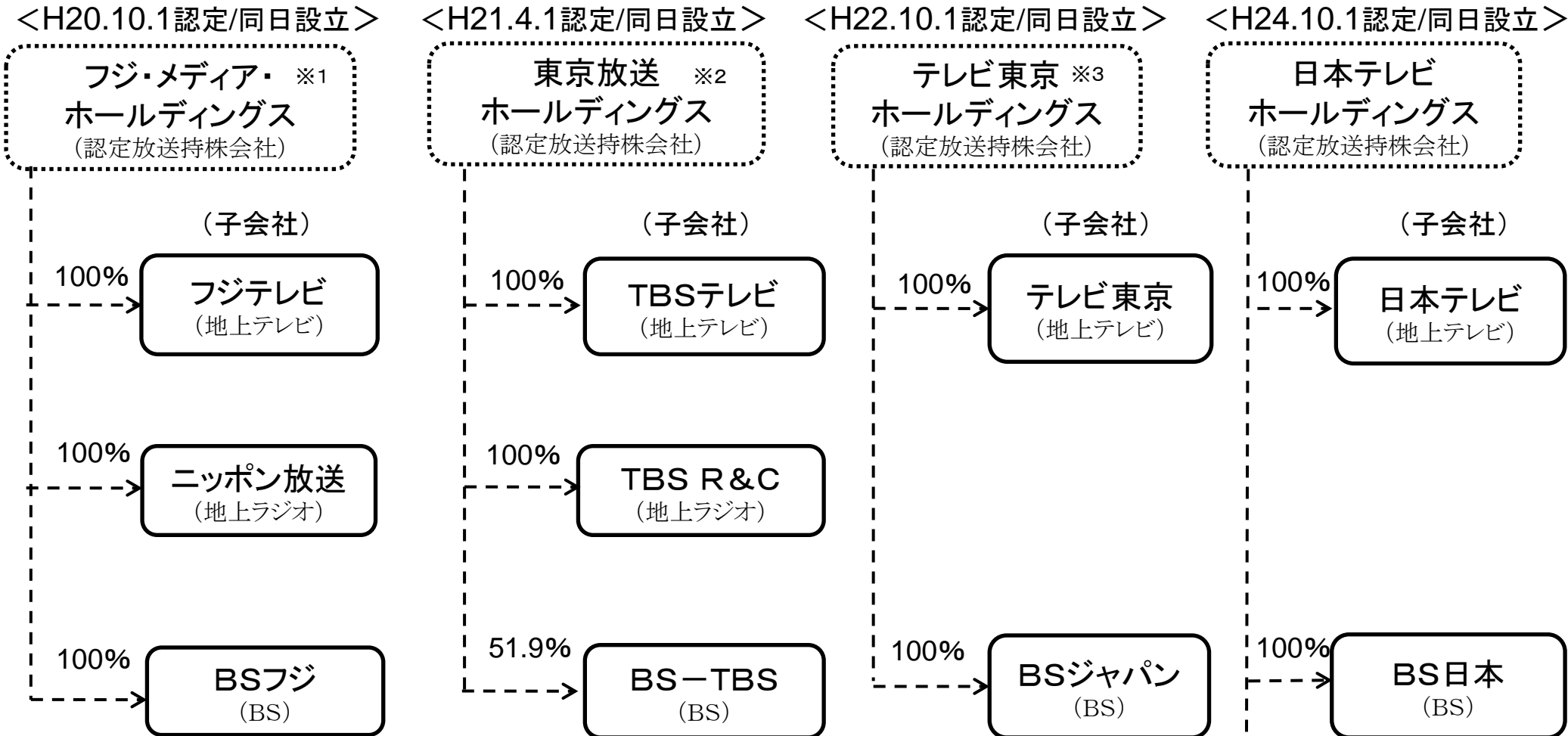
2 放送事業者を子会社とする持株会社の制度化

(5) 放送持株会社の形態

放送持株会社を制度化した場合、これをどのような事例で活用するかは個々の放送事業者の経営判断の問題であるが、本報告は主に次のような事例を前提として取りまとめられた。

- ① キー局とその系列下の異なる地域のローカル局が子会社となる形態(ラジオについても同様の場合が考えられる。)
- ② これに加え、資本関係等があるラジオ、BS放送・CS放送といった衛星放送事業者(電気通信役務利用放送事業者を含む。)等の複数のメディアにかかわる放送事業者が子会社となる形態
- ③ 一定のエリア(九州地方等)内にある異なる地域の複数のローカル局が子会社となる形態

(参考2) 認定放送持株会社の一覧 (H25.5.31現在)



※1 BSフジは、設立時は含まれず、H22.4.1時点で完全子会社化
フジ・メディア・ホールディングスは、サテライト・サービス(東経110度CS)の株式を保有

※2 BS-TBSは、設立時は含まれず、H23.7.1時点で子会社化
東京放送ホールディングスは、C-TBS(東経110度CS)の株式を保有

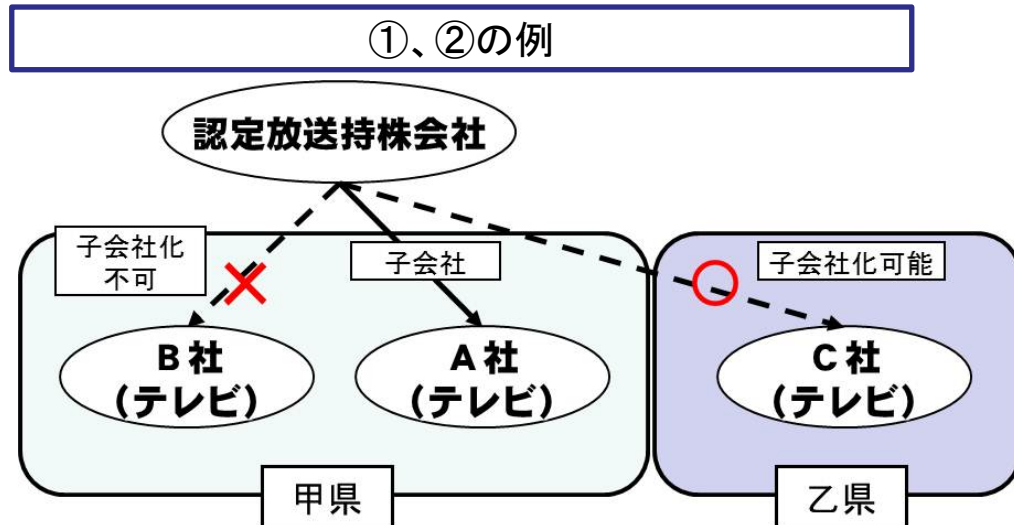
※3 設立時に子会社であったFMインターネットウェーブは、H.24.6.1に(株)キノシタ・マネージメントに譲渡済

2-2-3. 認定放送持株会社制度を活用した場合におけるマスメディア集中排除原則の特例

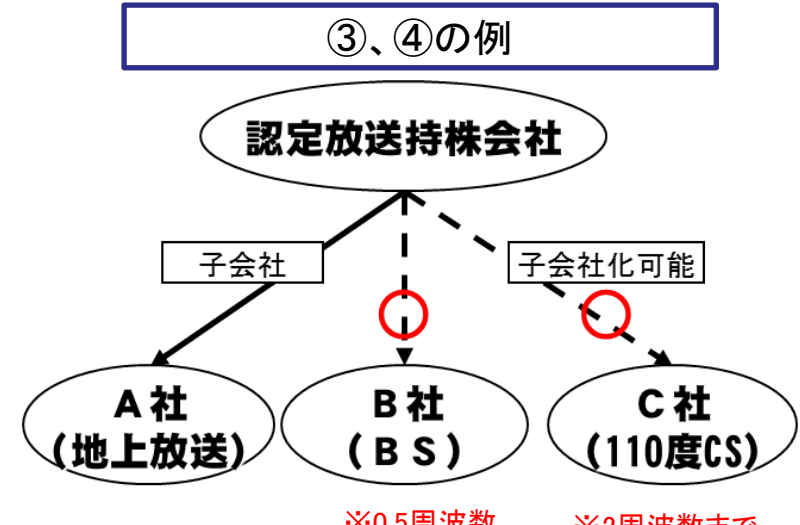
	制度を活用しない場合	制度を活用した場合
①地上基幹放送(子会社の放送対象地域が重複する場合)	複数局の保有原則不可	同左
②地上基幹放送(子会社の放送対象地域が重複しない場合)	複数局の保有原則不可	<p>12放送対象地域まで保有可 (→活用の例なし)</p> <p>※広域圏については都府県数で計算(関東7、近畿6、中京3) ※一の子会社が2以上の放送対象地域に係る地上基幹放送を兼営することは原則不可(別会社要件) ※12まで保有可能であることから経営困難特例は適用されない</p>
③衛星基幹放送(BS放送)	保有不可 ※2分の1以下の議決権保有は可能	<p>合計0.5周波数まで保有可 (→全ての認定放送持株会社で活用)</p> <p>※一の子会社が地上基幹放送及びBS放送を兼営することは不可(別会社要件)</p>
④衛星基幹放送(東経110度CS放送)	合計2周波数まで保有可	同左

「12地域特例」
(持株省令第3条第1号ロ)

「BS放送特例」
(一般省令第4条第2項第1号イ)



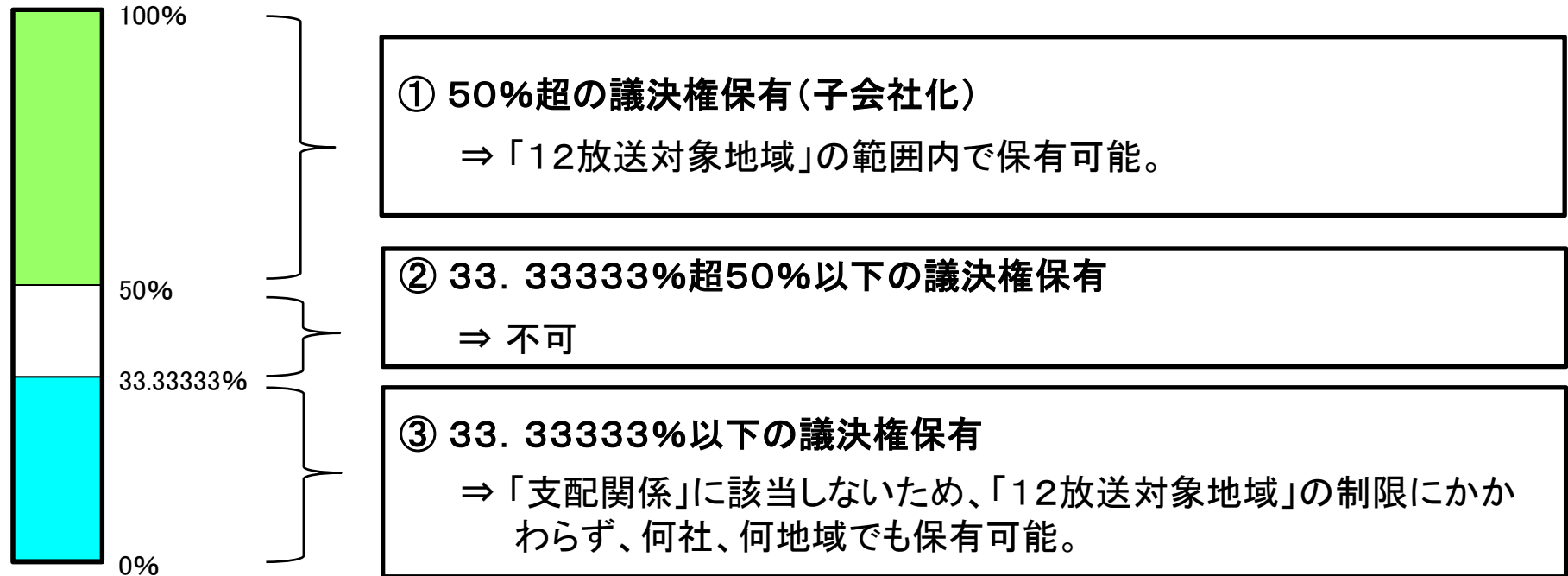
※ 12放送対象地域まで可



※0.5周波数まで保有可

※2周波数まで保有可

(参考) 認定放送持株会社による傘下の地上基幹放送事業者の議決権の保有比率について (放送対象地域が重複しない場合)



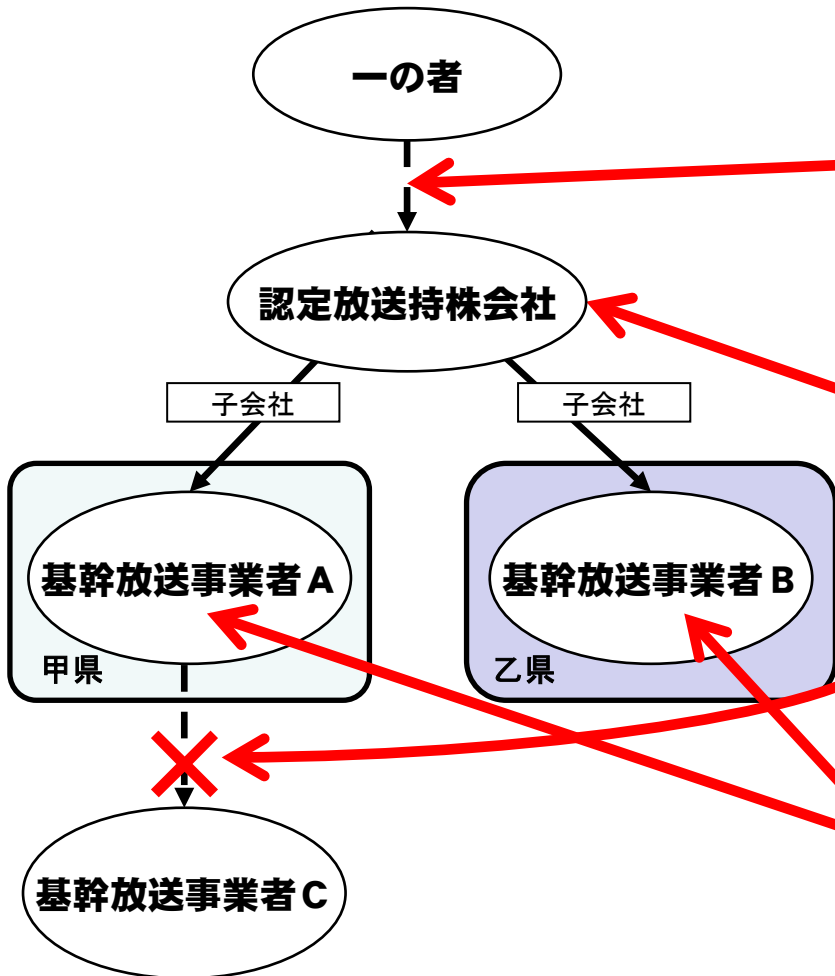
(備考)

認定放送持株会社の制度は、複数の基幹放送事業者を「子会社」(50%超の議決権保有)として有する持株会社形態を経営の選択肢とし、そのグループとしての一体的経営力を強化し、事業の効率化等を推進することを念頭に設けられた制度であるため、その傘下に置くことができる基幹放送事業者は、地上／衛星の別を問わず、基本的に「子会社」に限定されたところ。

他方、「子会社」未滿(33.33333%超50%以下)の議決権保有によって「支配」する形態は、他にも支配する者が存在し得るものであり、持株会社のグループ全体としての一体的経営力の強化に必ずしもつながらない場合があることから、このような形態については規制緩和の対象から見送られた。

2-2-4. 認定放送持株会社制度を活用した場合に マスメディア集中排除原則の緩和が可能となる理由

認定放送持株会社制度においては、以下のとおり、一の者（認定放送持株会社）が複数の基幹放送事業者を子会社化することによる、我が国の放送の多元性、多様性及び地域性への影響を最小限に止めるための一定の仕組みが確保されていることから、マスメディア集中排除原則の一定程度の緩和が認められている。



① 放送の多元性、多様性等を確保するため、特定の一の者が認定放送持株会社の**議決権**（株式）の33%（※）超を**保有することを制限**。
（保有基準割合制度）

※ 当該一の者が当該認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者と放送対象地域が重なる地上基幹放送事業者等である場合には、10%

② 基幹放送事業者間に上下（親子）関係の序列が生じることによる放送番組編集の業務への影響を考慮し、

- ・認定放送持株会社自身が**基幹放送事業者**となること
- ・認定放送持株会社の子会社である**基幹放送事業者**が他の**基幹放送事業者**を子会社化することを制限

※「12地域特例」と「BS放送特例」は「兄弟関係」による経営統合のみを解禁。

③ 認定放送持株会社の子会社である地上基幹放送事業者には、**地域向け自主制作番組**（放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該放送対象地域向けに自らが制作する放送番組）の**確保に関する努力義務**が適用。

2-2-5. 認定放送持株会社における「資産割合制度」

以下の資産割合制度は、認定放送持株会社には基幹放送事業者と同様の法的地位（外資規制の直接適用等）が付与されることを踏まえ、認定放送持株会社が**実態として放送事業者を主要な子会社とする持株会社であることを担保**することを目的として導入。（放送法第159条第2項第3号）

（例えば、本来は何ら放送事業とは無関係な大手鉄鋼メーカーが、地方のラジオ局を傘下に置いて認定放送持株会社に移行し、これによって放送法上の外資規制や保有基準割合制度を外国の大手鉄鋼メーカーによる買収からの防衛のために利用するような事態を防止する必要。）

『分子』 = 子会社等（※1）である基幹放送事業者等（※2）の株式の額（放送法施行規則第183条）

※1 子会社（50%超の出資）及び 関連会社（20%以上～50%以下の出資）

※2 a：基幹放送事業者、b：一般放送事業者、

c：主として放送事業の密接関連業務を行う者、d：基幹放送局提供事業者

50% <



























『分母』 = 総資産の額から、次のものを控除した額（放送法施行規則第184条）

- ① 放送の業務の用に供する有形又は無形固定資産の額
- ② 子会社等以外の者に係る投資その他の資産の額
- ③ 子会社等である基幹放送事業者等に係る貸付金の額

(参考1) 認定放送持株会社の貸借対照表（資産の部）と資産割合制度の対応関係

資産割合の算定における「分母」: 、「分子」:  (50%超)

- ①放送の業務の用に供する有形又は無形固定資産
- ②子会社等以外の者に係る投資その他の資産
- ③子会社等である基幹放送事業者等に係る貸付金の額

資産の部	(放送関係)		(非放送関係)	
	子会社等に係る資産	左記以外に係る資産	子会社等に係る資産	左記以外に係る資産
流動資産				
現金預金				
短期貸付金	③ 			
有価証券				
他				
固定資産				
有形固定資産	① 			
無形固定資産	① 			
投資その他の資産				
投資有価証券				
関係会社株式		② 		② 
長期貸付金	③ 			
他				
繰延資産				






(参考2) 密接関連業務の内容

放送法関係審査基準(平成23年総務省訓令第30号)第18条 (4) 抜粋

- ア 放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務
- イ 基幹放送事業者に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要な施設の管理に必要な人員を供給する業務
- ウ 放送の進歩発達に必要な調査研究を行う業務
- エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務
- オ 基幹放送事業者の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務
- カ 基幹放送事業者において放送される放送広告を制作又は販売する業務
- キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務
- ク 基幹放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務
- ケ 基幹放送事業者及び規則第183条各号に掲げる者(子会社に限る。)の管理を行う業務
- コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの

3. NHKのインターネット活用業務

3-1. 諸外国の公共放送のインターネット活用業務の概要

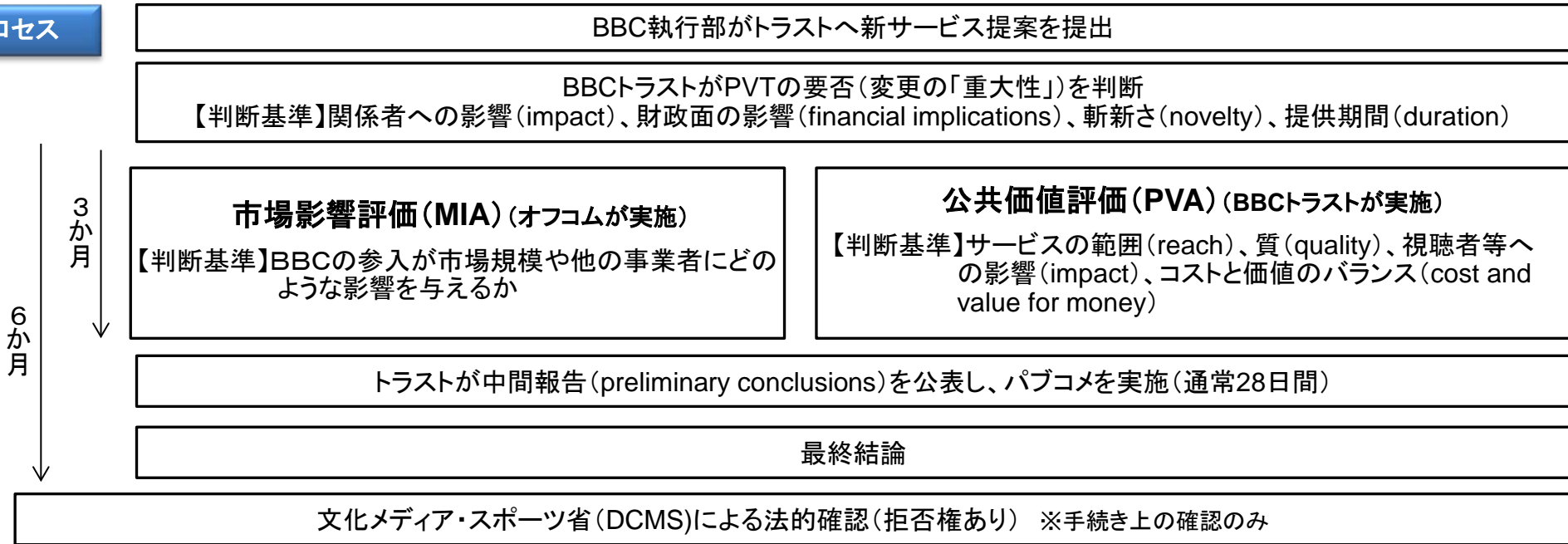
		英国 	仏国 	独国 	韓国 	日本 
公共放送		BBC (英国放送協会)	フランステレビジョン	ARD(ドイツ公共放送連盟) ZDF(第2ドイツテレビ)	KBS (韓国放送公社)	NHK
業務範囲に係る規律 (インターネット関連業務の規定)		特許状及び協定書 (特許状第5条、 協定書第11条)	視聴覚法及び 条件明細書 (視聴覚法第44条、 条件明細書第1条)	放送州間協定 (第11a条)	放送法 (規定なし)	放送法 (第20条)
インターネット関連業務の位置づけ		必須業務	必須業務	必須業務	—	任意業務
同時配信	実施状況	○	○	○	○	△ ※ラジオ、国際放送
	料金	無料 ※ PCのみで同時配信コンテンツを視聴する者は受信許可料の対象。	無料	無料	無料	無料
オンデマンド(VOD)	実施状況	○	○	○	○	○
	料金	無料	無料 ※ 放送終了後7日まで	無料	無料	有料/無料
	配信期間	原則、放送終了後7日間 ※ 8日以降も視聴可能な番組もあるが、ドキュメンタリー中心。	放送終了後8日目以降は配信数を限定して有料で提供 ※ 8日目以降の有料提供では、民間VODサービスと同様に、FTの番組だけでなく映画やスポーツ番組も提供。	原則、放送終了後7日間 ※ 以下については、上記と異なる配信期間を設定。 特定スポーツ試合: 24時間 ドラマ: 3ヶ月 ドキュメンタリー: 1年 教養番組: 5年 現代文化史的番組: 無期限	放送終了後2週間: 高画質で提供(360kbps) 3週間目以降: 低画質で提供(128kbps)	<NHKオンデマンド> (有料提供) ・見逃し番組: 放送終了後1~3週間程度 ・特選ライブラリー: 期間の定めなし <NHKオンライン> (無料提供) 原則、放送終了後1か月程度

3-2. 英国におけるインターネット活用業務の審査プロセス（公共価値テスト（PVT））

①概要

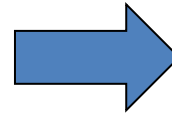
根拠	2007年特許状・協定書
導入経緯	BBCの過度の業務拡大を抑制するため、2007年特許状更新時（インターネット活用業務を必須業務に位置づけ。）にBBCトラストによるBBCの業務範囲に関する規定を導入
審査主体	BBCトラスト（委員10名、事務局は60名程度） ※市場影響評価についてはオフコム（英国情報通信庁）が実施
審査対象	（オンラインサービスに限定されない）サービスの「重大な」変更（新規導入・廃止含む）
事後チェック	トラストが「サービスレビュー」を少なくとも5年に一度実施。見直しの結果「重大な」変更を行う場合は、PVTを再度実施。

②プロセス



③指摘されている課題・問題点

- 審査に長期間（6か月程度）かかる。
- 1回あたり7千万～1億円程度のコストがかかる。
- 審査を行うBBCトラストの負担が大きい。



2009年以降、PVTは実施されていない。

(参考) PVTの実施例：オンデマンドサービス「BBC iPlayer」

①提案の内容

①キャッチアップTV(過去1週間分のオンデマンドサービス) ②インターネット同時配信 ③ラジオ番組のダウンロードサービス

②評価結果

MIA:06年9月～07年1月

- オンデマンド視聴は、今後5年間でテレビ視聴時間全体の3%を占め、その半分は本サービスを含む新たな視聴形態により生み出された需要だと考えられ、**市場拡大に大きな効果がある**と予測。
- しかし、オンデマンドサービス導入は**他のサービス事業者のVOD利用数を10-15%減少させ**、5年後には2000万ポンド程度の生産者余剰が失われると見込まれる。
- そのため、参入に関しては他の商業サービスとの競争性を考慮し、いくつかの条件を提示
 - a. シリーズスタッキング(原則7日間の提供期間を連続番組の場合には過去7回分まで遡って提供できる特例措置)の制限
 - b. オンデマンド配信コンテンツのダウンロード保存期間の制限
 - c. ③について、本の朗読等を範囲外とすること

PVA:06年9月～07年1月

- 各考慮事項の評価(低・中・高により評価(オンデマンドサービスを下記に記載))
 - **質:低**。ダウンロード速度が限定されるため、画質を落とさざるを得ない。
 - **範囲、影響:高**。視聴者にとって、視聴時間帯の柔軟化や今まで見る機会がなかったマイナー番組の視聴機会増加に資する。本サービスのトライアルに参加した人の60%～70%は本サービスが「使いやすい」と評価。
 - **コストと価値のバランス:高**。コストは多少増加する(全支出の0.8%)が、サービス導入により、既存視聴者の視聴機会の増加に加え、将来の視聴者数減少を防ぐ効果もあり、放送サービスの中で番組の質向上により同様の効果を挙げる方法に比べると、コストパフォーマンスのいい手段である。
- 上記評価を総合し、提案は、視聴者がBBCの番組をより手軽に利用可能にするものであり、**大きな公共価値をもたらすもの**であると結論。
- 一方、価値のさらなる増大のためいくつかの検討事項を提示(①について、ダウンロード保存期間の制限、シリーズスタッキングの制限等)

中間報告:07年1月31日

- MIAとPVAの評価を考慮した結果、**新サービスについて、「条件付き承認」と結論**
- 条件内容:
 - ・①について、ダウンロード後の保存期間について具体化(30日間)、シリーズ・スタッキングに対し詳細な定義をすること。
 - ・③について、本の朗読等はサービス対象外とすること。

最終結論:07年4月30日

パブコメ実施(07年3月28日締切)

- **新サービスについて、正式に「条件付き承認」と結論**
- 条件内容: ※中間報告から次の点を修正
 - ・①について、シリーズスタッキングが適用される番組は、オンデマンドで提供される全コンテンツ数のうちの**年間15%に制限し**、
 - ・執行部はシリーズスタッキングに関する指針を設定し、1年後にトラストによる見直しを受けること。

サービス開始:07年12月25日

3-3. 独国におけるインターネット活用業務の審査プロセス（3段階テスト）

①概要

根拠	放送州間協定
導入経緯	公共放送事業者のインターネット活用業務拡大に対する民間事業者（民放・プレス）の反発を受け、 公共放送のインターネット活用業務の範囲を明確化 するために、2009年施行の放送州間協定（第12次改定）で導入
審査主体	<ul style="list-style-type: none"> • ARD: 加盟する各州公共放送協会の評議会（監督機関）（評議員数十名～最大47名規模、事務局はそれぞれ数名規模） • ZDF: 評議会（監督機関）（評議員77名、事務局は数名規模）
審査対象	インターネット活用業務のうち、オンデマンド配信サービス（テレメディア）の一部のみ（同時配信は含まれない）。
事後チェック	<ul style="list-style-type: none"> • 評議会への1年又は2年ごとの任務達成状況報告。 • サービス経費（オンデマンド経費）が支出全体の10%を超えた場合は、再度3段階審査を実施。

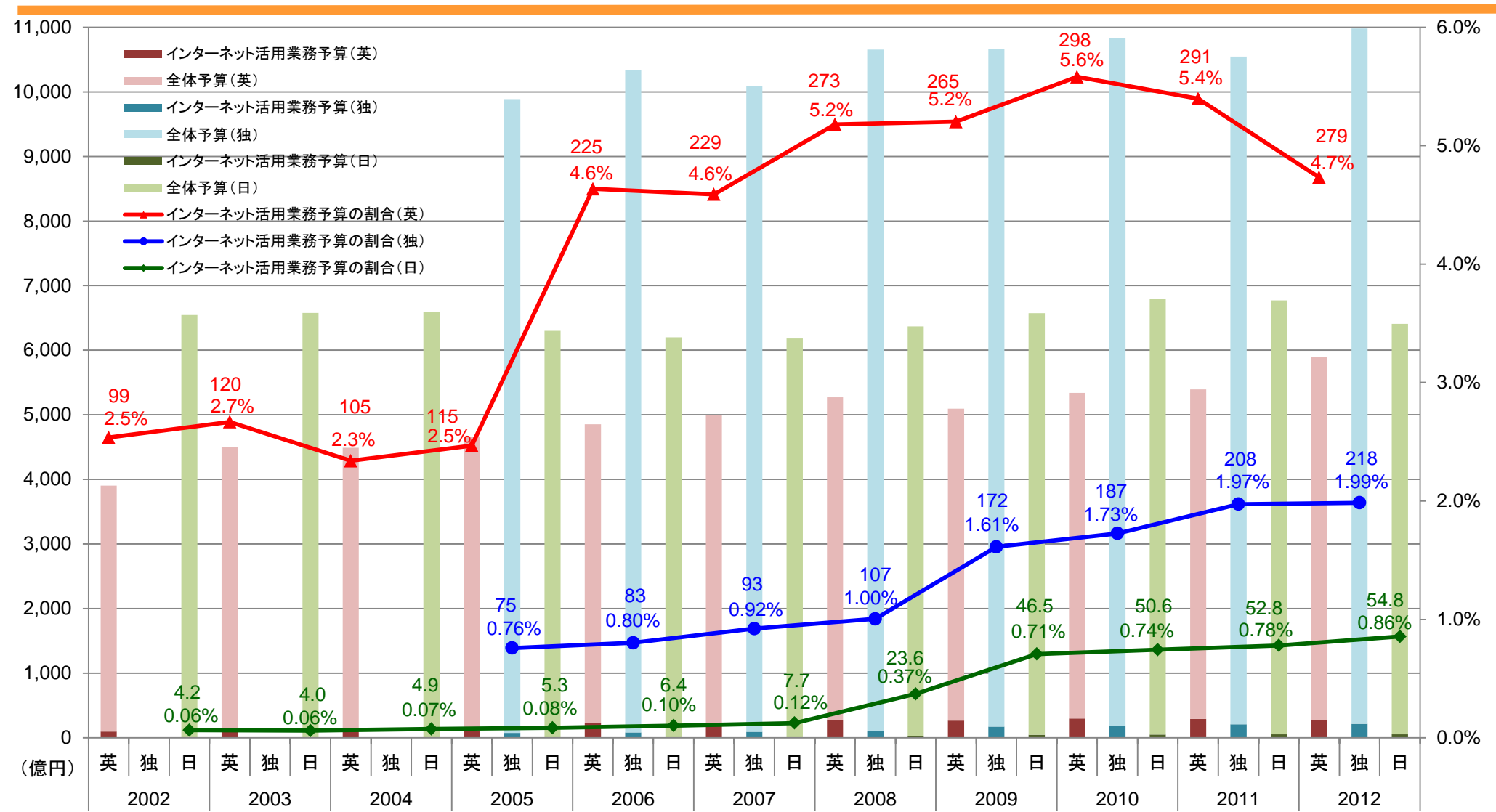
②プロセス

執行部が評議会へ新サービス提案を提出
評議会が3段階テストの可否を判断
3段階審査 ①公共放送事業者が行うべき業務か（民主主義的、社会経済文化的ニーズに応えるか） ②質的な編集上の競争に寄与するか（市場及び意見形成機能への影響） ※ 特に市場への影響調査は外部専門家へ委託し審査を実施。 ③費用（規模の適正性や財政的透明性） ※パブコメも実施
最終結論
州政府による法的確認

③指摘されている課題・問題点

- 公共放送側からの指摘
- 審査に多額のコストがかかる（約1.5億円（ZDF））。
 - 事務局規模の小さい監督機関にとって、重い負担となる。
- 民間事業者からの指摘
- 公共放送の事業体内部の監督機関が審査を行うため、客観性に欠ける。
 - 内部の監督機関に、市場への影響調査を含めた複雑な審査をする能力があるのか疑問。

3-4. 英・独・日の公共放送のインターネット活用業務予算比較



<インターネット活用業務予算の内訳> (※1: 国際放送番組の配信を除く、※2: 2012年は独のみ予算値、※3: 日本の金額は、2012年のみ税抜き)

<p>【英】 2000年: BBC Online (ワールドサービスを除く) 2001、2002年: BBCi on the internet 2003、2004年: bbc.co.uk 及び Digital Curriculum 2005、2006年: bbc.co.uk 及び BBC jam 2007年以降: Online</p>	<p>【独】 2008年以前: 番組配信サイト (Mediathek) (ARDの同時配信を除く) 2009年以降: テレメディアのみ (=同時配信を除く)</p>	<p>【日】 2007年以前: 旧放送法第9条第2項に基づく附帯業務として実施する業務 2008年以降: 放送法第20条第2項第2号に基づく業務 (有料 (NOD) 及び無料)</p>
--	---	---

(参考1) 諸外国の公共放送のインターネット活用業務の規定ぶり

【英国】

※全て仮訳

特許状第5条

第1項 BBCの主たる活動は、テレビ、ラジオ、オンライン等の手段を用いて、情報、教育及び娯楽からなるコンテンツの提供を通じて「公共目的」を促進するものでなければならない。

協定書(※)第11条

第1項 BBCは次に掲げるサービスをBBC公共サービスとして提供することを確保する。

第5項 オンラインサービスとして、BBCオンライン:BBCの公共目的全体に適うコンテンツを伴い、また、BBC iPlayerを含む包括的オンラインコンテンツサービス

※文化メディア・スポーツ省 (DCMS)とBBCとの協定

【仏国】

視聴覚法第44条

第1項 フランス・テレビジョン(France Télévision)は、全国的、地方的及び地域的な性格を有するテレビ・サービスならびに海外ラジオ・サービスを起案し番組編成を行なうことを任務とする。同社はまた、第43-11条及び同社の条件明細書に定める任務に対応したオンデマンド式視聴覚メディア・サービスを含む視聴覚通信サービスをも編集・配信する。(略)

(注) 番組のネット同時配信は、「テレビ・サービス」に該当する。

同法第2条「公衆全体又は特定のカテゴリーの公衆により同時に受信されることを目的とし、その主たる番組が画像と音声からなる秩序立った連続により構成された、電子的手段による公衆向け通信サービスのすべては、テレビ・サービスとみなされる。」

条件明細書(※)

第1条

フランステレビジョンは、全国放送、地方放送、及び地域放送のテレビ番組並びに海外向けラジオ番組を企画し編成する。同様に、一般に利用できる、オンデマンド視聴覚メディアサービスを提供する。

第22条(オンデマンド視聴覚メディアサービス)

フランステレビジョンは、(略)特にオンデマンド視聴覚メディアサービスを企画し、利用可能とする。(略)

フランステレビジョンは、特に大衆に対してテレビですでに放送された番組を再び見ることができるよう、テレビ番組の再放送を提供する。フランス本国において地上アナログ方式によるテレビ番組の放送が終了した後は、フランステレビジョンによって放送される全てのテレビ番組は、映画作品及び、場合によっては、スポーツ番組を除いて、最初に放送されてから最低7日間は無料で視聴することができる。

※文化コミュニケーション省がフランステレビジョンに対して、業務実施に当たっての条件をまとめたもの(政令)

(参考1) 諸外国の公共放送のインターネット活用業務の規定ぶり (つづき)

【独国】



※全て仮訳

放送州間協定

第2条 概念規定

(1) 放送(Rundfunk)とは、電磁波振動を用いての一方向的な情報・コミュニケーションサービスで、公衆に向け同時に受信されることを目的とした特定のイベントおよび番組計画にそった動画や音声のサービスの広範囲な送信を指す。この概念は暗号化されて放送されるサービス、または特別の料金と引き換えに受信可能な番組も含む。テレメディアとは、電気通信法第3条第24項に規定する電気通信サービス、同法第3条第25項に規定する電気通信支援サービス、放送以外の全ての情報通信サービスである。

第11a条第1項 公共放送のサービスとは、本州間協定およびその時々々の州法による規制に従った放送番組(ラジオ番組およびテレビ番組)とテレメディアをさす。

第11d条 テレメディア

(1) ARD加盟の州放送団体、ZDFおよびドイチュラントラジオは、ジャーナリズム的制作・編集によるテレメディアを提供する。

(2) 第1項に準拠した任務は、以下のようなサービスからなる。

1. 放送から7日間のネット配信、第4条第2項に準じたビックイベントおよびサッカー・ブンデスリーガ1部、2部の試合については放送から24時間までのネット配信、
2. 放送から7日までの間(に提供されるものであって)、実際の番組(Sendung)に内容的および時間的に関係するもの。但し、実際の放送に使用された資料(素材)や情報源(出典)が引用され、また、当該テレメディア(サービス)がテーマ的かつ内容的にその番組を支え、掘り下げ、付随する場合であって、(当該テレメディアが)第11f条第3項に基づく独立したテレメディアを意味しない場合に限る。番組に關係するこれらのテレメディアは、第11f条第1項に拠り、テレメディア・コンセプトに記載される。予告は認められる。
3. (第11d条第2項)第1文第1項の前半部分(訳注:「放送から7日までの間(に提供されるもの)」を意味している。)及び第2項で述べられた期間終了後の番組および番組に關連するテレメディア。第11f条により実施される手続の基準により、番組に關連のない(と判断される)テレメディア、例えばテレメディア・コンセプトの中で、サービスに対応した配信期限を定めなければならない、また番組に關連のない、新聞・雑誌類のサービスは、許可されない。
4. 第11f条の基準に基づき作成されるテレメディアコンセプトに適合した現代史および文化史的な内容を有する時間的制限のないアーカイブ。その他、第16a条から第16e条の規定は影響を受けない。

(3) (略)番組關連のテレメディアの場合、特定の番組に關する時間的、内容的な關連が、当該コンテンツの中で示されなければならない。

(参考1)諸外国の公共放送のインターネット活用業務の規定ぶり(つづき)

【独国】(つづき)



※全て仮訳

第11d条

(5) 宣伝、寄付はテレメディアにおいて許可されない。委託番組ではない購入娯楽映画および購入テレビシリーズ続編のインターネット配信サービスは許可されない。テレメディアでは、どこでもアクセス可能なローカルな報道は許可されない。本州間協定の付属書類の中で挙げたサービス形式は、テレメディアでは許可されない。

付属書類(公共放送のテレメディアのネガティブリスト) 主なもの

- ・広告ポータル、広告、小規模広告
- ・民法典第762条にいう賭け事
- ・他者が商業的に制作した音楽のダウンロード

【英国】 

※全て仮訳

OBBC協定書

第24条. 公共価値テスト

第1項 公共価値テストはそれにより公共価値と市場影響を考慮する手段である。

第2項 25条は公共価値テストが適用されなければならない場合を説明し、26条から31条はテストを適用した時に何が起きるかを説明する。

第25条. 公共価値テストを適用しなければならない場合

第1項 公共価値テストはBBCのサービス(UK Public Service)に重大な変更(新サービスの導入またはサービスの停止を含む場合がある)を加える決定を下す前に適用されなければならない。

第2項 変更の提案がこの重要性の基準を満足するかどうかは、トラストが判断する問題である。その判断を下すにあたり、トラストは次の考慮事項を考慮しなければならない。

(a) 影響——その変更がどの程度関連ユーザーやその他の者に影響するか。

(b) その変更が財政に及ぼす影響。

(c) 斬新さ——まだ実証されていないBBCの新たな活動分野において、その変化がBBCにどの程度影響するか。

(d) 存続期間——そのサービスはどの程度続くか。

第26条 公共価値テストの適用方法

第1項 公共価値テストの適用は幾つかの要素を必要とする。

第2項 第1の要素は公共価値評価である(28条参照)。

第3項 第2は市場影響評価である(30条参照)。

第4項 トラストは、公共価値評価と市場影響評価の結果を検討し、変更案に関する暫定的な結論に達しなければならない。

第5項 トラストは、それらの評価を公表しなければならない。

第6項 トラストは、第4項に基づいて到達した暫定的結論について協議し、提案された変更を加えるべきかについて最終結論に達しなければならない。特に、トラストは変更を加えるべきと結論する前に、市場に及ぼされるかもしれない有害な影響は、変更による公共価値の可能性を考えれば正当化されると確信しなければならない。

第27条 公共価値テストの期限

第1項 公共価値テストはトラストがその適用を決めた日から6か月以内に終了しなければならない。

第2項 トラストは、状況から適切である場合、その裁量でその期間の延長を認めることができる。

【英国】(つづき) 

※全て仮訳

OBBC協定書

第28条 公共価値評価

第1項 公共価値評価の目的は変更案による公共価値の可能性を見極めることである。

第2項 一般に、公共価値評価は次の要素の評価を含まなければならない。

(a) 受信許可料の支払者が個人として変更案に置く価値。

(b) 変更案がBBCの公益目的への貢献を通じて、社会全体にもたらす価値。(略)

(c) 変更案に係る費用対効果(Value For Money)。(その変更が加えられなかった場合の財政上の潜在的影響を含む)

第3項 可能性のある、または潜在的な公共価値の性質は変更案の性質により大幅に異なるので、トラストは最初から非常に慎重に以下を検討しなければならない。

(a) 関係があるかもしれない公共価値の側面。

(b) それらの側面をいかに探究し、評価するか(ただし、必ずパブリック・コンサルテーションを含む)。

第30条 市場影響評価

第1項 公共価値テストが適用される場合はいつでも、オフコムは市場影響評価を提供する責任がある。

第2項 オフコムは自らが行った評価または第三者に委託した評価のいずれかを提供することにより、その責任を果たすことができる。

第3項 そのような評価はトラストとオフコムの間で合意された方法に従って行われ、提供されなければならない。また、

(a) その「方法」においては、重大な変更とその潜在的な市場に係わる影響の規模と範囲について、市場影響評価を規定しなければならない。

(b)・(c) (略)

第5項 オフコムが本条に基づいて行うこと、さらに第三者が委託された市場影響評価に関する第三者の作業は合同運営グループにより監督される。ただし、評価の実際の結果は依然としてオフコムの判断に委ねられる。

第31条 市場影響評価の期限

第1項 市場影響評価は委任事項が合同運営グループにより定められた日から3か月以内に終了しなければならない。

第2項 同グループは、状況から適切とされる場合は、その裁量でその期間を延長することができる。

【英国】(つづき) 

※全て仮訳

OBBC協定書

第33条 新サービスに関連した大臣の任務

第1項 新サービスの導入の提案は、大臣による手続上の拒否権の対象となる。

第2項 新サービスの導入前に、BBCトラストは次のことをし、およびされなければならない。

(a) 提案について大臣に通知した。

(b) 大臣が手続上の拒否権を行使するつもりのないことを大臣から知らされた。

第3項 手続上の拒否権を行使するかどうかを検討するにあたり、大臣の任務は限定されたものである。大臣は提案の実際の長所に関心はなく、新サービスを導入するトラストの決定に際し、特許状および協定書の要件に一致する適切なプロセスに従って、決定に至ったかどうかに関心がある。

第4項 本条の適用上、「新サービスの導入」とは既存ライセンスの修正ではなく、新サービスのライセンスにより認可しようとトラストが提案するものをいう。

(注)

PVTのプロセス、PVAの詳細については、トラストが作成した「PVTガイドライン(PVT Guidance on the conduct of the PVT)」に記載。

また、MIAの詳細については、トラストの合意のもとオフコムが作成した「Methodology for market Impact Assessments of BBC services」に記載。

【独国】 

※全て仮訳

○放送州間協定

第11f条 テレメディア・コンセプトおよび新しいテレメディアあるいはその変更

第1項 ARD加盟の州放送協会、ZDFおよびドイツラントラジオは、テレメディアのコンテンツ(第11d条第2項第1文の第3号および第4号に限る)の調整を具体化し、サービス計画の対象層、コンテンツ、調整、保存期間について仔細に説明する。

第3項 審査を受ける必要性のある新しいテレメディアの対象は、ARD加盟の州放送協会、ZDFおよびドイツラントラジオが規約・指針において定めている基準によらなければならない。(略)

第4項 第1項に基づいて、新しいサービスあるいは既存のサービスの変更を立案した場合、放送事業者はその所轄の評議会に対し、立案された新しいサービスあるいはサービスの変更が放送任務に対応していることを説明しなければならない。その際、以下のような証明をする必要がある。

1. どの程度そのサービスが社会の持つ民主主義的、社会的、文化的なニーズに対応したものかどうか、
2. どの程度、そのサービスが質的に、新聞雑誌との競争にあずかるか
3. そのサービスにどの程度の財政的な出費が必要となるか。

その際、自由にアクセス可能な既存サービスの量と質、立案されたサービスが当該市場におよぼす影響力、そのサービスがもつ意見形成機能について、既存の比較可能なサービスを考慮にいれる必要がある。併せて、サービス期間の見込みも説明しなければならない。

第5項 第4項の要件に関し、新しいサービスあるいはサービス変更の開始前に、適切なやり方で一特にインターネットで、担当評議会によってパブリックコメントの機会があたえられる。パブコメは計画発表後、少なくとも6週間以内に行われる。担当評議会は、パブコメを調査しなければならない。担当評議会は、決定を導くため、外部の専門家による鑑定的助言を当該放送団体の負担で依頼することができる。(略) 鑑定者の名前は公表されなければならない。(略)

第6項 新しいサービスあるいはサービス変更の開始が、第4項の要件に対応しているかどうかの決定は、評議会メンバーの3分の2以上の出席者の中の過半数、少なくとも、担当評議会の法定メンバーの過半数が必要である。決定は理由をあげて説明されなければならない。(略) 当該放送団体は、計画公表の場合と同じ方法で、企業秘密を守りつつ、調査結果および入手した鑑定書を公表しなければならない。

第7項 合法性を監督する担当官庁に対し、公表前に合法性の監督調査に必要な全ての情報を与え、資料を送らなければならない。第5項および第6項による手続き終了後、さらに合法性の監督官庁の調査後、新しいサービス、あるいはサービスの変更の説明を当該州の官報上で公表しなければならない。